平成２５年（フ）第１４０号
栃木県宇都宮市平松本町92番地３　郷間貸家２号室、前住所栃木県宇都宮市西刑部町2409番地１
債務者　阿部　　誠
１　決定年月日時　平成25年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１４１号
栃木県宇都宮市平松本町92番地３　郷間貸家２号室、前住所栃木県宇都宮市西刑部町2409番地１
債務者　阿部とも子
１　決定年月日時　平成25年４月２日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５２号
栃木県宇都宮市伝馬町４番20号　鶴屋コーポＡ204、前住所栃木県宇都宮市伝馬町４番20号　鶴屋コーポＡ603野沢方
債務者　小幡ひとみ
１　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月17日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１１８号
栃木県宇都宮市下川俣町140番地14
債務者　鈴木淳子こと　盧　　淳子
１　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月31日午後３時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２９号
栃木県真岡市若旅1990番地２
債務者　飯島　　勇
１　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５５号
栃木県宇都宮市平出町1319番地１　サンパティークハイツ102号
債務者　佐藤　　健
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
横浜市緑区霧が丘６丁目22番地14　第二グリーンハイツ101号
債務者　大西　清隆
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４３９号
横浜市中区本牧満坂７番地　金子アパート１Ｆ
債務者　渋谷みち子
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月５日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３２号
岡山県赤磐市桜が丘西５丁目10番２号
債務者　松原佑季子（旧姓若宮）
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月14日午前10時　岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１９８号
東京都立川市高松町３丁目26番10号立川パレス527　202号
債務者　松澤　正一
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月６日午前11時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２０９号
東京都東村山市野口町２丁目12番地２野口町２丁目アパート７―206
債務者　奥田　　友
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月６日午後３時　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第４２０号
神奈川県大和市南林間２丁目１番７号　水野ビル401号
債務者　竹之内美博
１　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月６日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月７日午後４時　横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４９号
栃木県鹿沼市鳥居跡町1001番地１　リバティ30Ｄ―103、前住所栃木県宇都宮市駒生町1026番地６
債務者　大坪　朋子
１　決定年月日時　平成25年４月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１５９号
栃木県宇都宮市泉が丘４丁目１番１号　県営今泉住宅１号棟26号室
債務者　大平　光美
１　決定年月日時　平成25年４月８日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時　宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第６７号
北海道帯広市西13条南１丁目５番地18　エスレイア西13条103号室
債務者　千葉　千夏（旧姓内田）
１　決定年月日時　平成25年４月８日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年６月13日まで
５　免責審尋期日　平成25年６月20日午後２時　釧路地方裁判所帯広支部破産係